

# 2024年度 成年後見人材育成研修（委託集合研修） 開催要項

一般社団法人 京都社会福祉士会

2024年度の成年後見人材育成研修の開催についてお知らせします。京都社会福祉士会会員が専門職として成年後見人等の活動をするには、以下の研修を受講していただく必要があります。

①成年後見制度を活用する社会福祉士のための「成年後見人材育成研修(委託集合研修)」(認証研修)

②ばあとなあ名簿に登録し、受任する社会福祉士のための「名簿登録研修」

このうち、今回は①「成年後見人材育成研修（委託集合研修）」（4日間）のご案内をいたします。

受講を希望されます方は、本要項をご確認の上、お申込みください。

※権利擁護センターばあとなあ京都の後見人名簿に登録し受任するには、②「名簿登録研修」の修了が必須となります。（別途、受講料が必要）。

## 1. 「成年後見人材育成研修」研修目的

- ・専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
- ・地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

※本研修の修了は「名簿登録研修」の受講要件となります。

## 2. 日 時

1日目	2024年 8月 4日（日）	午前9時15分～午後5時
2日目	2024年 9月15日（日）	午前9時30分～午後5時
3日目	2024年10月20日（日）	午前9時30分～午後5時
4日目	2024年11月24日（日）	午前9時30分～午後5時

※名簿登録研修 2025年1月19日（日）午前9時30分～午後5時

## 3. 会 場 ハートピア京都 3階大会議室

（自然災害や感染症拡大状況等によってはzoomを使用したWEB研修となる可能性があります）

## 4. カリキュラム（予定）※研修の詳細は受講決定後に案内します。

成年後見人材育成研修：講義・演習 4日間

※指定する6科目については、事前課題があります。課題については、その都度案内します。

## 5. 受講要件 次の要件のすべてを満たす者

- (1) 京都社会福祉士会 会員
- (2) 京都社会福祉士会 会長が成年後見活動に資すると認める者
- (3) カリキュラムの全課程を出席できる者
- (4) 次に挙げるa～cのいずれかを満たす者
  - a 都道府県社会福祉士会開催の基礎課程Ⅲを受講済みである者
  - b 旧生涯研修制度共通研修課程を1回以上修了している者
  - c 認定社会福祉士である者
- (5) 会費の滞納のない者

## 6. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

京都社会福祉士会会員30名

※なお、上記要件を満たした受講申込が15名に満たない場合は、研修開催を中止いたします。

7. 受講費 55,000円(内消費税5,000円)

(別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。)

※一端納入された受講費は、京都社会福祉士会の責による場合以外は返金いたしません。

※成年後見人材育成研修の受講料です。名簿登録研修には別途受講料が必要です。

8. 申込 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、京都社会福祉士会の事務局に、郵便・e-mailにてお申込ください。(電話・FAXでの申込は受け付けておりません)

◆申込先 一般社団法人京都社会福祉士会 事務局

◆申込期間 2024年3月8日(金) ~ 2024年4月8日(月)

※期間内に本会に申込書が到着した順(日単位)で受け付けます。

※申込書類に記入漏れ等がある場合は受け付けません。

9. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

・受講決定は主管社会福祉士会である京都社会福祉士会が行います。

・申込者多数の場合は、受け付けた申込書類を基に京都社会福祉士会が選考します。

10. 受講可否の連絡等

・受講可否は、5月末までに郵便にてご連絡します。申込者が定員を超えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。

・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。

・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

11. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

・面接授業の出席が100%であること

・事前課題を提出すること

・成年後見人材育成研修修了試験に合格すること

※なお、受講態度・姿勢等に問題がある方につきましては、研修途中であっても受講をお断りする事があります。その場合受講料は返還いたしません。

12. 研修単位について

・日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では、「専門分野別研修」となります。

・本研修は認定社会福祉士制度の研修として認証されています。認証番号：20160004

認証科目：後見制度の活用(成年)

分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目郡 単位数：2単位

13. 主催：公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修センター 主管：一般社団法人京都社会福祉士会

問い合わせ先 一般社団法人京都社会福祉士会 事務局(担当 津田)

連絡先 〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375

京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)7階

TEL: 075-585-5430

e-mail: kenriyogo@cswwkyoto.or.jp

# 2024年度成年後見人材育成研修(委託集合研修) 受講申込書

下記の通り、受講を申し込みます。

(ふりがな) 申込者氏名			
連絡先住所	〒 _____		
連絡先電話番号			
連絡先FAX番号 (ある場合)			
e-mail	(パソコンからのメールが受信可能なアドレスを記載ください)		
受講要件の確認  ※□に☑(チェック)を入れてください。  ※要件の全てを満たす必要があります。	<input type="checkbox"/> 会員番号 ※会員番号を記載ください。		※受講要件(1)
	<input type="checkbox"/> 社会福祉士登録番号		
	<input type="checkbox"/> カリキュラムの全課程を出席できる		※受講要件(3)
	*いずれかにチェックの上、基礎研修Ⅲについては修了年度を記載ください。 <input type="checkbox"/> 基礎研修Ⅲを受講済み(修了年度: _____ 年度) ※2023年度基礎研修Ⅲ受講者は見込みでお申込み可 <input type="checkbox"/> 共通研修課程修了(修了回数: _____ 回) <input type="checkbox"/> 認定社会福祉士(認定社会福祉士登録番号 _____ )		※受講要件(4)
	<input type="checkbox"/> 会費滞納はない		※受講要件(5)
誓約書同意欄 (別紙ご確認ください)	<input type="checkbox"/> 同意いたします。		
その他	※受講に関して特に配慮が必要な場合は具体的な内容を記入ください。		

**【申込方法】** 必要事項をご記入のうえ、下記事務局まで郵便・e-mailにてお申込ください。

※電話・FAXでのお申込みは受付けておりません。

※申込書の控をお手元にお持ちください。

**【申込先】** 一般社団法人京都社会福祉士会

**【申込期間】** 2024年3月8日(金)～4月8日(月)

一般社団法人京都社会福祉士会 事務局  
〒604-0874  
京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375  
京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)7階  
TEL: 075-585-5430  
e-mail: kenriyogo@cswwkyoto.or.jp

# オンライン（Zoom）研修参加に関する誓約書

（「2024年度成年後見人材育成研修」がオンライン（Zoom）研修に変更となった場合。）  
下記の内容をお読みいただき、厳守することを誓約される場合、申込用紙の同意欄にチェックをお願いいたします。

## I. 守秘義務について

- I-① 本研修で使用する資料・電子ファイルの転用はしません。
- I-② 本研修内容を録画、録音はしません。
- I-③ 受講にあたり知り得た個人情報等について、第三者に漏洩しません。
- I-④ I-③の守秘義務は研修終了後も継続することに同意します。
- I-⑤ 受講場所は、研修等に集中でき他者に情報が漏れることのない環境を確保します。

（大勢が業務をしている執務室やカフェなどでは受講しません。）

## II. 受講環境及び保障について

- II-① 受講に必要なデバイスなどの設備一式や十分な帯域とセキュリティが確保されたネットワーク環境を確保し、使用します。  
  
(フリーWi-Fiなど暗号化されていないネットワークは使用しません。)
- II-② 受講中のZoom操作については、当日の研修担当者の指示に従います。
- II-③ オンライン（Zoom）研修への変更時期等については、京都社会福祉士会の判断に従います。
- II-④ 主催者側の瑕疵以外の理由で研修等の一部または全部を受講できなかった場合、該当科目は未修了になることに同意します。
- II-⑤ II-④について、主催者側から受講料の全額返金、一部返金がないことに同意します。  
  
(未修了科目については、次年度以降に再受講となります)
- II-⑥ 15分以上の遅刻、早退、休憩時間以外の離席は科目修了として認められないことに同意します。